

議案第58号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年6月15日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づく国民健康保険税の所得割、被保険者均等割及び世帯別平等割の税率の改正並びに平成29年6月5日付け同協議会の答申に基づく資産割の廃止を行うため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

### 朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の7.0」を「100分の7.1」に改める。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条中「23,600円」を「23,400円」に改める。

第5条の2第1号中「20,400円」を「19,900円」に改め、同条第2号中「10,200円」を「9,950円」に改め、同条第3号中「15,300円」を「14,925円」に改める。

第7条を次のように改める。

#### 第7条 削除

第7条の2中「9,500円」を「9,400円」に改める。

第7条の3第1号中「8,200円」を「8,000円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,000円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,000円」に改める。

第8条中「100分の2.5」を「100分の2.6」に改める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第9条の2中「11,000円」を「11,100円」に改める。

第23条第1号中「16,520円」を「16,380円」に、「14,280円」を「13,930円」に、「7,140円」を「6,965円」に、「10,710円」を「10,448円」に、「6,650円」を「6,580円」に、「5,740円」を「5,600円」に、「2,870円」を「2,800円」に、「4,305円」を「4,200円」に、「7,700円」を「7,770円」に改め、同条第2号中「11,800円」を「11,700円」に、「10,200円」を「9,950円」に、「5,100円」を「4,975円」に、「7,650円」を「7,463円」に、「4,750円」を「4,700円」に、「4,100円」を「4,000円」に、「2,050円」を「2,000円」に、「3,075円」を「3,000円」に、「5,500円」を「5,550円」に改め、同条第3号中「4,720円」を「4,680円」に、「4,080円」を「3,980円」に、「2,040円」を「1,990円」に、「3,060円」を「2,985円」に、「1,900円」を「1,880円」に、「1,640円」を「1,600円」に、「820円」を「800円」に、「1,230円」を「1,200円」に、「2,200円」を「2,220円」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (適用区分)

- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 議案第58号資料

## 朝来市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</u></p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が63万円を超える場合には、基礎課税額は、63万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額_____並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合には、介護納付金課税額は、17万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.1</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p>

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6.2を乗じて算定する。  
 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,600円とする。  
 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)  
 以外の世帯 20,400円

(2) 特定世帯 10,200円

(3) 特定継続世帯 15,300円  
 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の2.5を乗じて算定する。  
 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について23,400円とする。  
 (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)  
 以外の世帯 19,900円

(2) 特定世帯 9,950円

(3) 特定継続世帯 14,925円

第7条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等

割額)  
 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,500円とする。  
 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  
 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,200円  
 (2) 特定世帯 4,100円  
 (3) 特定継続世帯 6,150円  
 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  
 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.5を乗じて算定する。  
 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額)  
 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.3を乗じて算定する。  
 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。  
 (国民健康保険税の減額)  
 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

割額)  
 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,400円とする。  
 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)  
 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。  
 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円  
 (2) 特定世帯 4,000円  
 (3) 特定継続世帯 6,000円  
 (介護納付金課税被保険者に係る所得割額)  
 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.6を乗じて算定する。  
 第9条 削除  
 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)  
 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,100円とする。  
 (国民健康保険税の減額)  
 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)

の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,520円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,280円

(イ) 特定世帯 7,140円

(ウ) 特定継続世帯 10,710円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,650円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,740円

(イ) 特定世帯 2,870円

(ウ) 特定継続世帯 4,305円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,700円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯

の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,930円

(イ) 特定世帯 6,965円

(ウ) 特定継続世帯 10,448円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,580円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,600円

(イ) 特定世帯 2,800円

(ウ) 特定継続世帯 4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,770円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について11,700円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯

<p>の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,200円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,100円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,650円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,750円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,100円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,050円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,075円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,720円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,080円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,040円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,060円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る</p>	<p>の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>9,950円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>4,975円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>7,463円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,000円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,000円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,000円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>5,550円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>4,680円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,980円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,990円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,985円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>1,880円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る</p>
---	--

<p>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>820円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,230円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,200円</u></p>	<p>後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,600円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>800円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,200円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>2,220円</u></p>
--	--